

都内ハローワークにおける

各種就労支援の取組状況

東京労働局職業安定部

職業対策課 小林 博志

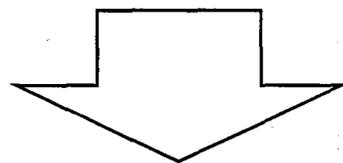
資料2

I 生活保護受給者等就労支援事業

1 事業概要

生活保護受給者・児童扶養手当受給者の自立支援プログラム
一環として、福祉事務所等からハローワークに就労支援の要請が
あった者に対し、福祉事務所等と連携を図りつつ、就労支援を行う。

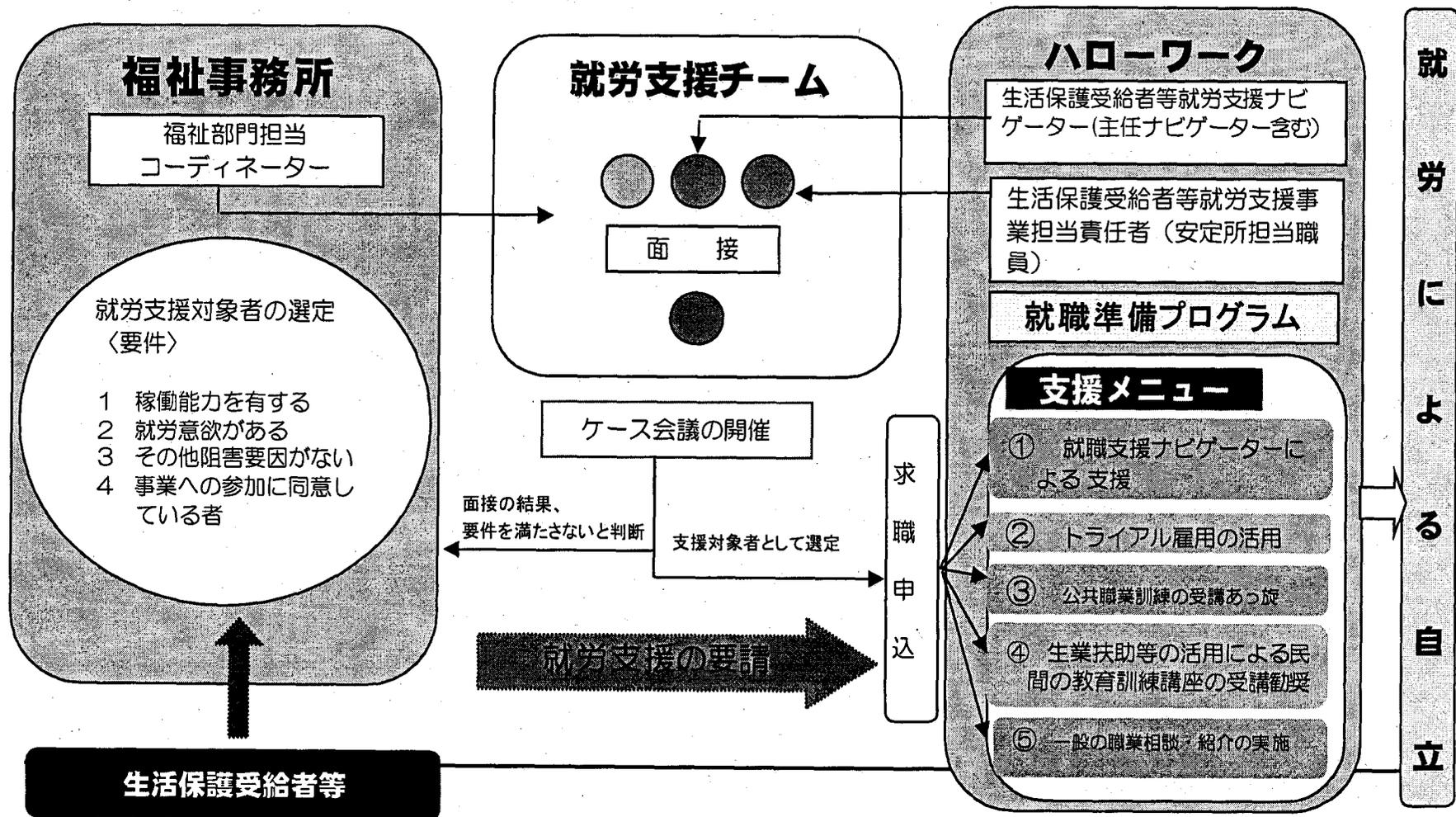
(平成17年度 ~ 事業開始)



事業目標: 就職率60%

2 事業体制

生活保護受給者等就労支援事業のスキーム



3 実施状況

年 度	支援対象者数		就職件数		就 職 率	
	前年比		前年比		前年増減	
平成17年度	1,710	—	786	—	46.0%	—
平成18年度	2,072	21.2%	1,383	76.0%	66.7%	18.2P
平成19年度	2,309	11.4%	1,512	9.3%	65.5%	▲6.9P
平成20年度	2,744	18.8%	1,714	13.4%	62.5%	▲3.0P
平成21年度	3,574	30.2%	2,008	17.2%	56.2%	▲6.3P
累 計	12,409		7,403		59.7%	

[平成21年度
就職者状況]

平成21年度（内訳）		
	生 保	児扶手当
対象者	2,970	604
就職数	1,631	377
就職率	54.9%	62.4%

- 職 種 …… 生産工程・労務の職種に約4割
- 就業形態 …… 約6割がパートタイム
- 就職経路 …… 約7割がハローワークの紹介就職

4 事業運営の現況

事業開始以来5年が経過し、年々、福祉担当部門との連携が図られ就職件数が増加傾向で推移するなど、事業成果は向上している。



最近の保護人員の増大もあって、さらに事業成果が求められている。



依然として厳しい求人環境にあることなどから、福祉担当部門とより一層連携を密にしていくことが重要となっている。

(1) 最近多くみられる実施上の問題点

- 障害要因があると思われる支援対象者の支援要請が激増
 - ・ ケースワーカー等による選定協議が十分にできない状況になっている
- 支援対象者の増加等により十分な支援体制の確保ができない
 - ・ 書類選考が多く面接まで至らず自信喪失
 - ⇒ モチベーション低下によるフォローの増大等
- 対象者の抱える問題
 - ・ 対象者個々の状況から「生産労務等の職種」に限定されることが多い
- その他
 - ・ 各自治体の支援サービス(交通費の支給、面接スーツの貸与など)
 - ・ 身元保証人がたてられない(制度面、費用面により活用できない)
 - ・ 緊急連絡先がない(携帯電話がないなど)
 - ・ 中高年齢者向けの訓練科目が少ない(清掃・ビル管理など)

(2) 実績向上のための具体的取組み

- 就労支援ナビゲーターを中心とした担当制による個別支援の徹底
 - ・ 就職意欲の喚起(モチベーションの維持等)、応募種類の作成、面接アドバイス等
 - ・ 次回相談日時予約の徹底
- ハローワークの出先機関や福祉事務所等への出張相談の実施
 - ・ 継続支援実施のための工夫した職業相談の実施
- 職業訓練を活用した就職支援
 - ・ 公共職業訓練の募集枠に優先枠の設定(東京都との連携)
 - ・ 基金訓練を活用した就労支援の強化
- 地域の実情に応じた工夫した取組み
 - ・ ケースワーカー研修の実施
 - ・ 事業内容の説明リーフレットの作成配布
 - ・ 定期的な業務連絡会の実施

5 課題

■ さらなる就労支援体制の整備

- ・ 支援対象者の確実な送り出しの確保
- ・ 支援対象者情報の共有化の推進
- ・ 就職者の定着支援

■ 量的かつ質的な求人の確保

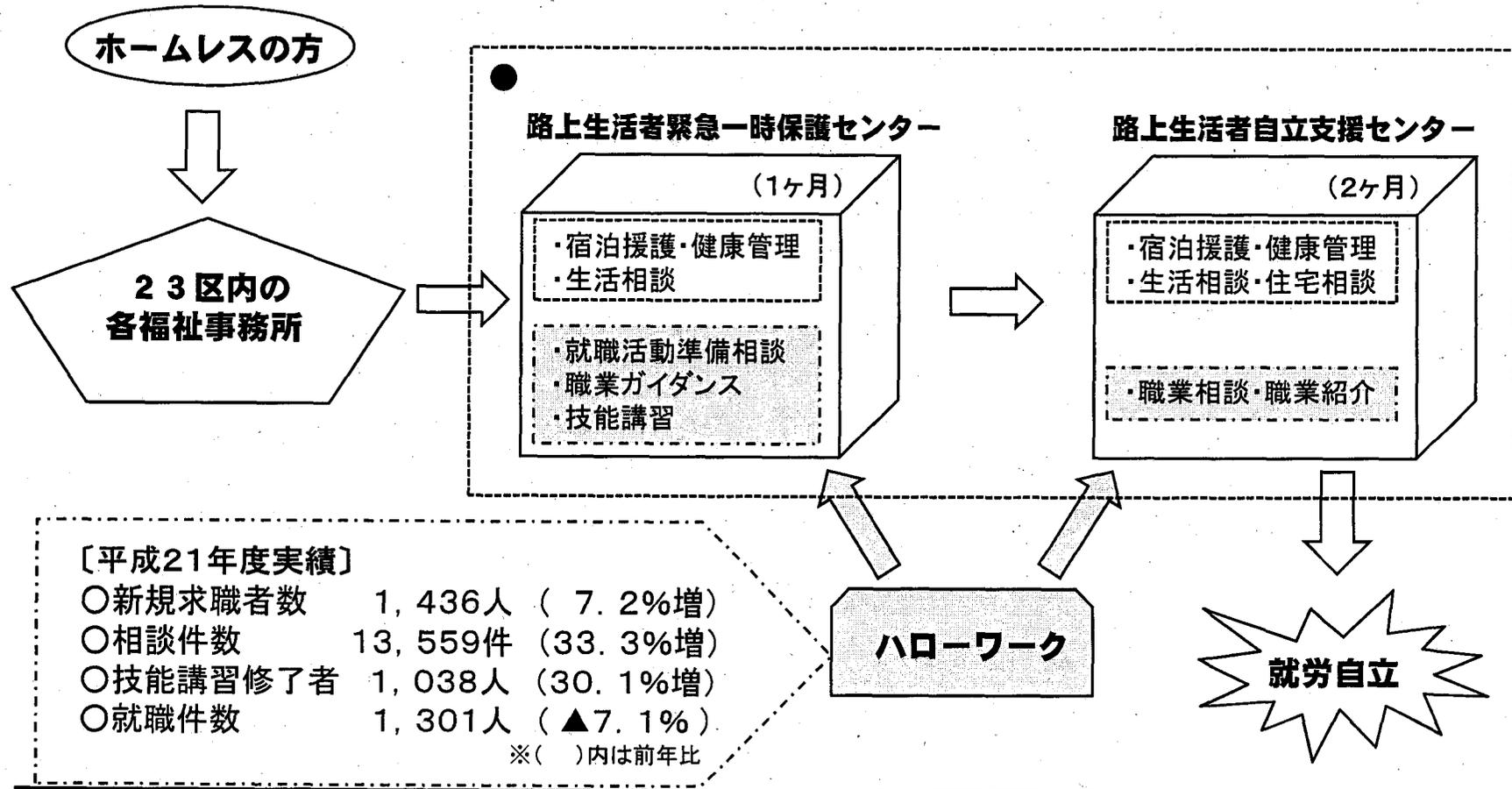
- ・ 求人開拓推進等とのさらなる連携強化

■ 職業訓練科目等の充実

- ・ 基金訓練の活用等

Ⅱ ホームレス自立支援(就労支援)事業

- 平成22年度より、「路上生活者緊急一時保護センター」と「路上生活者自立支援センター」を一本化し、『路上生活者新型自立支援センター』に順次移行されます。

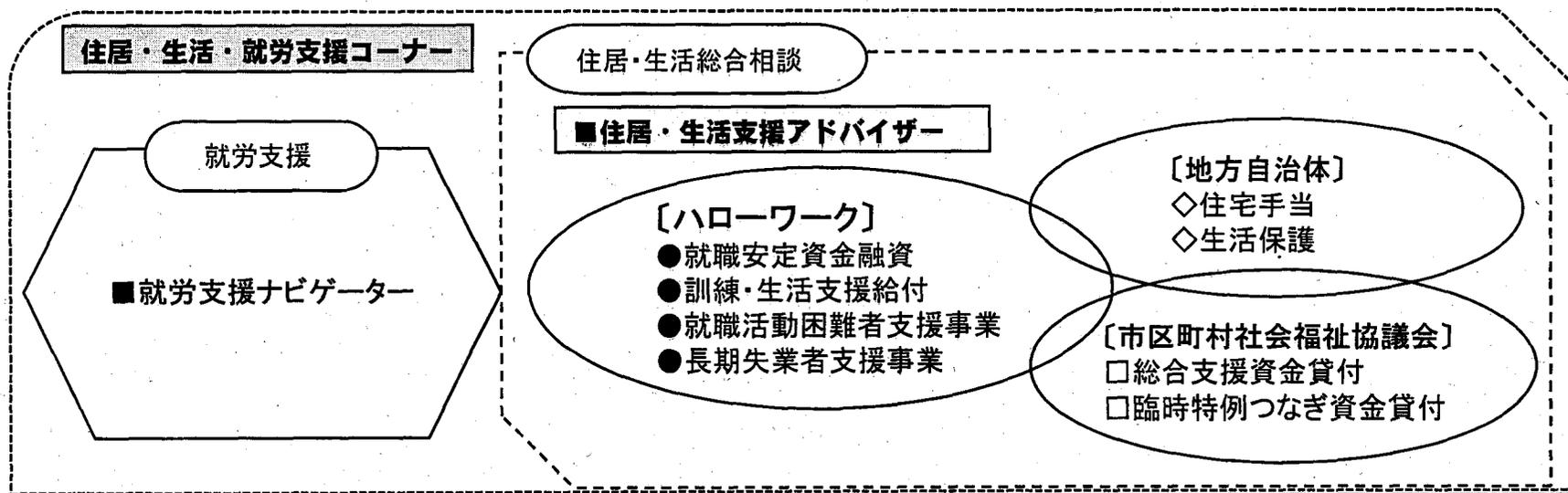


Ⅲ 雇用と住居を失った者に対する総合支援事業

第二のセーフティネットの円滑な運営と就職支援の強化



- 「住居・生活支援アドバイザー」を配置（平成21年3月～）
- 一元的相談窓口（「住居・生活・就労支援コーナー」）を新設（平成22年4月～）



雇用保険を受給できない方に 職業訓練と生活保障の充実

～「緊急人材育成・就職支援基金」の創設～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新たに、雇用保険を受給できない方への職業訓練と生活保障のための給付制度が創設されました。

新たに実施される職業訓練（基金訓練）

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて実施する、以下の内容の職業訓練です。

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3か月の訓練
- 2 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための6か月～1年の訓練

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」が支給される制度が始まります（平成21年7月末開始）。

訓練・生活支援給付金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方（※）
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（原則として、申請時点の前年の状況によります）
- 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ 公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

訓練・生活支援給付金の支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の額が支給されます。(※)

被扶養者のいる方	12万円
上記以外の方	10万円

※ 訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ なお、訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、労働金庫が行う貸付(訓練・生活支援資金融資:被扶養者のいる方は8万円、それ以外の方は5万円を上限)を利用することができます。

また、訓練修了6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をした場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。

訓練・生活支援給付を受給するための手続き等について

- 1 基金訓練の訓練コースの情報は、順次、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページで公表されます。
- 2 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせんを受ける必要があります。
再就職のために必要ないとハローワークが判断した場合には、希望した職業訓練を受講できない場合があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記問題等)が行われる場合があります。
- 3 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせんを受けたハローワークに、申請書類を提出することになります。
申請書類の内容や申請期日については、ハローワークまたは職業訓練施設においてお知らせします。
- 4 技能者育成資金貸付の貸付金を受けている方は、要件を満たせば、事業開始日以降、貸付金に代えて給付金の支給を選択することができます。

問い合わせ先: 都道府県労働局職業安定部・ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省職業能力開発局能力開発課

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/index.html>

中央職業能力開発協会

<http://www.javada.or.jp/>